

水戸市建設工事総合評価方式入札試行要項

(趣旨)

第1条 この要項は、水戸市が発注する建設工事の請負契約に係る入札を、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札又は令第167条の12第4項に規定する総合評価指名競争入札により落札者を決定する方式（以下「総合評価方式」という。）により実施することについて、水戸市財務規則（平成7年水戸市規則第16号）及び水戸市建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程（平成6年水戸市規程第5号。以下「規程」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 総合評価方式の対象となる工事は、一般競争入札又は公募型指名競争入札の対象となる工事のうち、価格及び技術的条件を総合的に評価することが必要であると市長が認めるものとする。

(種類)

第3条 総合評価落札方式の種類は、次の表のとおりとする。

種類	対象工事	評価の対象とする項目
高度技術提案型	技術的な工夫の余地が大きく、構造物の品質の向上を図るための高度な技術提案を求める必要があると市長が認める工事	価格、同種・類似工事の経験、工事成績、構造物の強度・耐久性、維持管理の容易さ、環境の改善への寄与、景観との調和、ライフサイクルコスト等の観点から技術提案
標準型	技術的な工夫の余地が大きく、施工上の技術提案を求める必要があると市長が認める工事	価格、同種・類似工事の経験、工事成績、安全対策、交通・環境への影響、工期の短縮等の観点から技術提案
簡易型	技術的な工夫の余地が小さく、施工の確実性を確保するため、簡易な施工計画を評価する必要があると市長が認める工事	価格、簡易な施工計画、同種・類似工事の経験、工事成績、地域貢献等
特別簡易型	技術的な工夫の余地が小さく、施工の確実性を確保するため、工事成績、同種・類似工事の経験等で評価する必要があると市長が認める工事	価格、同種・類似工事の経験、工事成績、地域貢献等

(落札者決定基準)

第4条 市長は、総合評価方式による入札を行おうとするときは、令第167条の10の2第3項に規定する落札者決定基準として次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 評価の対象とする項目（以下「評価対象項目」という。）
- (2) 提出を求める技術的資料に関する事項
- (3) 提出を求める技術提案に関する事項（簡易型および特別簡易型を除く。）
- (4) 評価対象項目ごとの評価基準
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める事項

2 前項第2号に掲げる技術的資料は、次の各号に掲げる資料提出とする。

- (1) 評価点算出資料一覧表（様式第1号）
- (2) 企業の施工実績評価資料（様式第2号）
- (3) 配置予定技術者の施工経験評価資料（様式第3号）
- (4) 施工計画（様式第4号）
- (5) 技術資料の提出について（様式第5号）
- (6) 工事成績評定評価対象工事資料（様式第6号）
- (7) 若手又は女性技術者の配置資料（様式第7号）
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める事項

(公告)

第5条 市長は、総合評価方式による入札に係る規程第20条又は第37条の規定による公告をするときは、総合評価方式による入札を行う旨及び前条の落札者決定基準についても、公告するものとする。

(評価)

第6条 市長は、総合評価方式による入札の審査を行う場合においては、必要に応じて、入札参加者に対しヒアリングを行うものとする。

2 市長は、評価対象項目を第4条第1項第4号に掲げる評価基準により点数化した数値の合計（以下「評価点」という。）を入札価格（補償費等の支出額を評価する場合には、入札価格に当該支出額を加算した価格）で除して得た数値（以下「評価値」という。）を求めるものとする。

3 市長は、技術提案の提出を求めた総合評価方式による入札において標準案を公告する場合は、技術提案をした内容の評価点が低いときには技術提案の内容によらず標準案で示した方法で評価点を算出すること（以下「標準案による評価」という。）ができる評価対象項目を指定することができる。

4 入札参加者は、標準案による評価を希望するときは、その旨を技術提案の提出の際に申告しなければならない。

(落札者の決定)

第7条 総合評価方式における落札者は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する者のうち、評価値が最も高い者とする。

- (1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。

- (2) 入札価格が失格基準価格を上回っていること。
 - (3) すべての評価対象項目の評価点が第4条第1項第4号に掲げる評価基準に定める最低基準点を上回っていること。
 - (4) 評価値が、基準評価値（予定価格の算出の前提となる状態で想定される評価点を予定価格（補償費等の支出額を評価する場合においては、予定価格に予定価格の算出の前提となる状態で想定される補償費等の支出額を加算した価格）で除した数値をいう。）を上回っていること。
- 2 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決めるものとする。

（学識経験者への意見聴取）

第8条 市長は、落札者決定基準を定めようとするときは、学識経験を有する2人以上の者の意見をあらかじめ聴かなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

（責任の所在等）

第9条 市長は、技術提案を評価したことにより当該技術提案に基づく工事に関する建設業者の責任が軽減されるものではないこと、及び技術提案どおりの施工ができなかった場合は、契約金額を減額し、又は損害賠償の請求を行うことを入札説明書及び契約図書に記載するものとする。

（提案内容の保護）

第10条 技術提案については、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、提案者に通知することなく水戸市が発注する他の工事に無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りでない。

（提案書類の作成費用）

第11条 入札参加者が技術的資料及び技術提案の作成に要した一切の費用は、入札参加希望者の負担とする。

（補則）

第12条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要項は、平成22年7月1日から施行する。

この要項は、平成29年10月1日から施行する。

この要項は、令和5年4月1日から施行する。

この要項は、令和6年1月1日から施行する。

様式第1号(評価項目算定用)

評価点算出資料一覧表

所在地(住所)

商号又は名称

代表者 氏名

工事名：

工事場所：

地内

評価項目	区 分			提出書類	提出枚数
ア 工事成績評定	実績有り	実績なし	/	・(様式第6号)工事成績評定評価対象工事資料	枚
イ 企業の施工実績	同種工事の実績有り	類似工事の実績有り	実績なし	・(様式第2号)企業の施工実績評価資料及び添付書類	件 (枚)
ウ 配置予定技術者の施工経験	同種工事の経験有り	類似工事の経験有り	経験なし	・(様式第3号)配置予定技術者の評価資料及び添付書類	件 (枚)
エ 配置予定技術者の資格	1級〇〇施工管理技士	左記以外	/	・配置予定技術者の国家資格(技術検定合格証明書等)の写し	枚
オ 優良工事の受賞	受賞歴有り (〇〇〇〇)	受賞歴有り	受賞歴なし	/	/
カ 週休2日制工事の施工実績	取組証有り (本市発注工事)	取組証有り (本市発注工事以外)	なし	・水戸市内における週休2日制工事の取組証の写し	枚
キ ISOの認証取得	取得有り	取得なし	/	・登録証の写し及び付属書の写し (日本語で作成されているものに限る)	枚
ク 建設業労働災害防止協会への加入	加入済	未加入	/	・建設業労働災害防止協会加入証明書の写し (3か月以内に発行されたものに限る。)	枚
ケ 地域内拠点の有無	有り	なし	/	/	/
コ 災害協定締結及び基礎的事業継続力の認定の有無	災害協定の締結かつ基礎的事業継続力認定有り	災害協定締結有り	なし	・水戸市との災害時応急対策協定の覚書等の写し ・基礎的事業継続力認定証の写し	枚
サ 防疫業務の実績	業務実績有り (市内)	業務実績有り (市外)	なし	・業務実績の証明書類	枚
シ 地域活動(ボランティア等)の実績	前年度及び前々年度の活動実績有り	前年度の活動実績有り	活動実績なし	・活動の証明書類(認定書,協定書等)の写し	枚

ス 若手又は女性技術者の配置	配置有り	配置なし		・(様式第7号)若手又は女性技術者の配置資料	枚
セ 施工計画				・(様式第4号)施工計画	枚

- (注) 1 提出書類の欄に記載した書類を提出すること。
- 2 特定建設工事共同企業体に係る入札の場合は、代表構成員について提出すること。ただし、「災害協定締結及び基礎的事業継続力の認定の有無」及び「防疫業務の実績」、「地域活動(ボランティア等)の実績」については、いずれかの構成員について提出すること。
- 3 区分の欄は、該当する項目を○で囲むこと。
- 4 同一年度内の総合評価方式入札で提出した工事成績評定(様式第6号)の書類については、該当する工種に限り提出を省略することができる。
- 5 同一年度内の総合評価方式入札で提出した建設業労働災害防止協会加入証明書の写しについては、入札参加申請日より3か月以内に発行されたものに限り、書類の提出を省略することができる。
- 6 「災害協定締結及び基礎的事業継続力の認定の有無」については同一構成員に限る。
- 7 本書記載事項に虚偽のあった場合には、入札参加資格停止措置等を行うことがある。

様式第3号（評価項目算定用）

配置予定技術者の施工経験評価資料

工事名：

工事場所：

商号又は名称：

区 分	監理技術者 主任技術者	ふりがな 氏名		年齢	歳
所 属 会 社			建設業許可番号	—	
国 家 資 格 の 種 類					

国家資格証明書等の番号		取得年月日	年 月 日
監理技術者資格者証番号		交付年月日	年 月 日
監理技術者講習修了証番号		修了年月日	年 月 日

工 事 経 験	発 注 者 名	
	工 事 名	
	工 事 場 所	
	請 負 金 額	
	請 負 者 名	
	工 期	年 月 日 ～ 年 月 日
	従 事 役 職	監理技術者 ・ 主任技術者
	従 事 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
	工 事 概 要	
CORINS 登録の有無	・ 有 (CORINS 登録番号)	・ 無

(注)

(共通)

- 1 特定建設工事共同企業体に係る入札の場合は、代表構成員について提出すること。
- 2 本工事に主任技術者又は監理技術者として配置する予定の技術者（以下「技術者」という。）について作成すること。
- 3 実際の工事の施工にあたって、種々の状況からやむを得ないものとして発注者が承認した場合のほかは、本書に記載した技術者以外の者への変更は認めない。
- 4 配置予定技術者で、施工経験を有する場合はその経験について記入し、施工経験がない場合においてもこの資料を作成すること。

(資格について)

- 5 国家資格者等にあつては、当該資格証明書等の写しを添付すること。また、監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証の写しを添付すること。（ただし、平成16年2月29日以前に監理技術者資格者証を交付された者は、監理技術者証の写しのみで足りる。）

(工事経験について)

- 6 工事概要は、評価基準に該当する工事であることが確認できるように記載すること。
- 7 工事経験を有する工事は、企業の施工実績評価資料（様式第2号）の工事と同一でなくてもよい。
- 8 当該工事の内容が、評価基準に該当する工事で、かつ完成していることを証明できるもの（CORINSの竣工時登録カルテを原則とする。又は発注機関の検査結果通知書・技術者選任通知書・契約書・設計書・仕様書・図面等の写し等工事内容及び従事したことを証明できるもの）を添付すること。

施 工 計 画

工 事 名	〇〇〇〇工事	会社名	
		作成年月日	令和 年 月 日
工 事 箇 所	水戸市〇〇 地内	作成者氏名	

〇 〇〇〇〇における留意点

〇 〇〇〇〇における留意点

- (注) 1 本書は、配置予定技術者（本人）が作成し、A4用紙1枚以内で簡潔に記述すること。なお、配置技術者本人が作成していないと確認された場合は欠格とする。
- 2 必要に応じて配置予定技術者に対し施工計画に関するヒアリングを実施することがある。

令和 年 月 日

水戸市長 様

申請人（代表者） 所在地(住所)
商号又は名称 印
代表者氏名

技 術 資 料 の 提 出 に つ い て

下記の工事について、次のとおり技術資料を提出します。

1 工 事 名

2 工 事 場 所

3 技術資料（評価項目算定用）

- | | |
|--------------------|-----------|
| ① 評価点算出資料一覧表 | (様式第 1 号) |
| ② 工事成績評定評価対象工事資料 | (様式第 6 号) |
| ③ 企業の施工実績評価資料 | (様式第 2 号) |
| ④ 配置予定技術者の施工経験評価資料 | (様式第 3 号) |
| ⑤ 若手又は女性技術者の配置資料 | (様式第 7 号) |
| ⑥ 施工計画 | (様式第 4 号) |

【連絡先】担当者 所 属
氏 名
電話番号
F A X

様式第6号（評価項目算定用）

工事成績評定評価対象工事資料

工事名： _____ 工事 工 種： _____ 商号又は名称： _____
 商号又は名称（代表構成員）： _____

発注者名	評価対象工事の名称	工事場所	請負金額（円）	工事期間	受注形態	共同企業体による受注の場合の請負者名
			()			
			()			
			()			
			()			
			()			
			()			
			()			

- 注1 評価対象となるすべての工事について記載すること。（〇〇年4月1日から〇〇年3月31日までに完成した当該工種のものとする。）
- 注2 当該評価項目について実績を有しない場合は、本書の提出を要しない。（代表構成員となる者の上記期間における工事实績を記載すること。）
- 注3 請負金額の（ ）は、共同企業体の場合の全体額を記入すること。
- 注4 受注形態は、単体又はJV（出資比率〇〇%）と記載すること。
- 注5 共同企業体としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。

若手又は女性技術者の配置資料

工事名：

商号又は名称：

現場代理人としての配置	配置する
若手又は女性技術者の <small>ふりがな</small> 氏名	
生年月日※	
入札公告時点の年齢※	
雇用期間（公告日時点）	年 月

※ 若手技術者を配置する場合のみ記載する。

(注)

- 1 若手又は女性技術者を配置しない場合は、本書の提出を要しない。
- 2 本書の提出は、当該工事における現場代理人としての配置を原則とする。
- 3 当該工事の主任（監理）技術者として配置する予定のある者又は他工事と現場代理人を兼務する予定のある者については、評価対象としない。
- 4 評価の対象とする若手又は女性技術者は、入札公告日時点で35歳未満の若手技術者、又は女性技術者とする。なお、直接的かつ恒常的な雇用関係があり、入札公告日以前に3か月以上の雇用関係がある者とする。配置予定技術者との雇用関係を証明する書類を添付すること。
- 5 本工事において配置予定している若手又は女性技術者を申請時点で1名に特定できない場合は、複数（3名まで）の者を配置予定の若手又は女性技術者とすることができる。この場合、本書はすべての配置予定若手技術者について提出するものとし、若手技術者の評価点については、最も低い評価を受けたものをもって算定する。なお、落札者は、開札後から契約前までの間に1名を選択するものとする。
- 6 本書を提出し工事を落札した者は、本書に基づき、「現場代理人及び主任（監理）・専門技術者選（改）任通知書」を提出すること。なお、やむを得ない事情により、現場代理人（本書に記載した又は女性若手技術者）が変更になる場合は、評価を受けた若手又は女性技術者と同等程度の技術者を配置することができる。【製作工と架設工（現場据付工）の工種がある場合は、それぞれ別の技術者（評価を受けた若手又は女性技術者と同等程度の技術者）を配置することができる。】
- 7 本書どおり履行されなかった場合には、工事成績評点を減ずる措置を行う。

